

2. 出願資格

1) 出願資格（博士課程前期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 大学を卒業した者、および **2026 年 3 月末**までに卒業見込みの者。（学校教育法第 102 条）（注 1）
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、および **2026 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 1 号）
3. 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、および **2026 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 2 号）
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、および **2026 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 3 号）
5. 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、および **2026 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号）
6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、および **2026 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の 2）
7. 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および **2026 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号）
8. 旧制学校等を修了した者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 1 号～第 4 号）
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、および **2026 年 3 月末**までに修了見込みの者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 5 号～第 12 号）
10. 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、**2026 年 4 月 1 日**までに満 22 歳に達する者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号）（注 2）

（注 1）出願資格の 1. から 10. は、以下、出願資格「第 1 項」から「第 10 項」と表記します。

（注 2）出願資格「第 1 項」に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことです。

（注 3）出願資格「第 6 項」には、4 年制大学を卒業した者（卒業見込みの者）は該当しません。対象となるのは、3 年制大学を卒業した者（卒業見込みの者）で、かつ、学士の学位に相当する学位を授与された者（授与される見込みの者）です。出願資格「第 6 項」によって出願しようとする者は、学位取得証明書を提出してください。

なお、中国の 3 年制大学を卒業した者（卒業見込みの者）は、「第 6 項」では出願できません。出願に先立って「第 10 項」による出願資格審査（5 ページ）を受ける必要があります。

- (注4) 出願資格「第7項」の詳細は文部科学省公式サイト内「文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧」を参照してください。
- (注5) 出願資格「第10項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査（5ページ）を受ける必要があります。
- (注6) 中国の教育機関が最終学校で以下に該当する者は、出願に先立って「第10項」による出願資格審査（5ページ）を受ける必要があります。①3年制大学を卒業した者（注3を参照）、②高等教育自学考试等により大学を卒業した者、③成人高等教育等により大学を卒業した者。

《注意》

上記の出願資格「第1項から第7項および第9項」において、「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を **2026年3月末**までに満たせない場合は、入学が許可されないことになりますので、注意してください。

2) 一般入学試験受験資格 ※

博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、**かつ、次のいずれかの条件を満たす者。**

1. 日本語を母語とする者。
2. 出願時に日本において企業の代表取締役など経営者の職に就く者（雇用保険の被保険者とならない者）。

3) 社会人入学試験受験資格 ※

博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、**かつ、次の2つの条件を満たす者。**

1. 入学時までに2年以上の実務経験を有する者。
2. 出願時に日本において企業等の組織で現職に就く者（ただし、企業の代表取締役など経営者の職に就く者を除く）。

※ 2) 一般入学試験受験資格 および 3) 社会人入学試験受験資格に関する注意事項

雇用保険の被保険者である場合あるいは雇用保険の被保険者としての履歴などから専門実践教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）に該当することがあります。その場合には、「社会人入学試験」を受験してください。ご自身が支給対象者（受給対象者）に該当するかどうかはハローワークで確認してください。

4) 出願資格審査

【出願資格に関する注意事項】

- (1) **出願資格「第10項」(3ページの10.)によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。**
- (2) 審査書類の提出方法、所定様式等については、2025年11月21日(金)までに独立研究科事務室ビジネスデザイン研究科担当(E-mail: biz-ad@rikkyo.ac.jp)へ「第10項」該当である旨連絡の上、問い合わせてください。詳細につきお知らせいたします。
- (3) 提出書類の不足・不備、記述に誤りがある場合、審査を受けられないことがあります。

下記の書類を所定の期間に提出してください。

	書類	内容
1	課題	所定の様式に記入してください。 所定様式は、問い合わせ後にメール添付でお送りします。
2	成績・単位証明書(原本)	最終学校の証明書(コピー不可) (1) 在学した全学期の科目の成績と取得単位が記載されたものが必要です。 (2) 編入した場合は、編入前・編入後のいずれも提出してください。 (3) <u>証明書は日本語または英語で記載された原本を提出してください。</u>出身大学において日本語または英語の証明書を発行していない場合は、①証明書原本、②証明書の和訳又は英訳の2点の提出が必要です。公証処等が発行した翻訳のみの提出では受け付けられませんので必ず証明書を和訳又は英訳し、その翻訳内容が原本と相違ないことについて出身大学が所在する国・地域の大使館や公証処で証明を受け、出身大学が発行した証明書の原本(コピー不可)と合わせて提出してください。 (4) 外国の大学の場合、証明書の発行に時間を要するケースがあるので、早めに取り寄せることをお勧めします。 (5) 卒業時の氏名が現在と異なる場合は、氏名変更を証明する公的な書類(戸籍抄本または住民票記載事項証明書)1通を添付してください。 【中国の教育機関が最終学校の者の成績・単位証明書について】 (6) 中国の教育機関が最終学校の者の成績・単位証明書は、上記(1)～(4)に従って提出してください。ただし、『(3)で指示する②証明書の和訳又は英訳』の英訳のものとして、CHSI(中国高等教育学生信息网)が発行する英文の‘Online Verification Report of China Higher Education Student’s Academic Transcript’を提出することができます。CHSI(中国高等教育学生信息网)が発行する英文の‘Online Verification Report of China Higher Education Student’s Academic Transcript’は、CSSD(教育部学生服务与素质发展中心、旧 CHESICC)から出願資格審査書類提出期間に本研究科受付(biz-ad@rikkyo.ac.jp)へメールで直送されるよう手配してください。 CSSDの手続きの詳細は、ウェブサイト (https://www.chsi.com.cn/en/pvr)を確認してください。 ‘Online Verification Report of China Higher Education Student’s Academic Transcript’の発行には5週間程度かかることもあります。早めに申請してください。 (7) 上記の(6)と同じく、『(3)で指示する②証明書の和訳又は英訳』の英訳のものとして、CHSI日本が発行する「成績認証報告書(英

		語版)」を提出することができます。CHSI 日本（株式会社メリットファイブ内）から本研究科受付（biz-ad@rikkyo.ac.jp）へメールで直送されるように申請してください。 URL:http://www.chsi.jp TEL:03-6909-2235 CHSI 日本の「成績認証報告書（英語版）」の発行には5週間程度かかることもあります。早めに申請してください。
3	卒業（見込）証明書（原本） ＊中国の場合「学歴認証」	最終学校の証明書（コピー不可） (1) 生年月日・卒業年月共に記載されたもの。卒業見込証明書の場合は、卒業見込の年月の記載が必要です。 (2) 「2 成績・単位証明書」に、生年月日・卒業（見込）年月が記載されている場合は、不要です。ただし、中国の教育機関が最終学校の場合は、以下の【中国の教育機関が最終学校の者】に記す手続きを必ず行ってください。 (3) 証明書は日本語または英語で記載された原本を提出してください。出身大学において日本語または英語の証明書を発行していない場合は、①証明書原本、②証明書の和訳又は英訳の2点の提出が必要です。公証処等が発行した翻訳のみの提出では受け付けられませんので必ず証明書を和訳又は英訳し、その翻訳内容が原本と相違ないことについて出身大学が所在する国・地域の大使館や公証処で証明を受け、出身大学が発行した証明書の原本（コピー不可）と合わせて提出してください。 (4) 外国の大学の場合、証明書の発行に時間を要するケースがあるので、早めに取り寄せることをお勧めします。証明書は日本語または英語で記載された原本を提出してください。 (5) 卒業時の氏名が現在と異なる場合は、氏名変更を証明する公的な書類（戸籍抄本または住民票記載事項証明書）1通を添付してください。 【中国の教育機関が最終学校の者】 (6) 中国の教育機関が最終学校の者は、①最終学校の証明書、<u>に加えて②CHSI（中国高等教育学生信息网）が発行する英文の‘Online Verification Report of Higher Education Qualification Certificate’を、CSSD（教育部学生服务与素质发展中心、旧 CHESICC）から本研究科受付（biz-ad@rikkyo.ac.jp）へメールで直送されるよう手配してください。①と②の両方が必要です。</u> CSSD の手続きの詳細は、ウェブサイト （https://www.chsi.com.cn/en/pvr）を確認してください。 ‘Online Verification Report of Higher Education Qualification Certificate’は、出願資格審査書類提出期間に本研究科受付(biz-ad@rikkyo.ac.jp)に送信されるよう、余裕をもって準備、手配してください。期限を過ぎた場合は出願そのものが不受理となります。 CSSD から直接メールで届く ‘Online Verification Report of China Higher Education Qualification Certificate’（英語版）のみ有効です。 (7) ‘Online Verification Report of Higher Education Qualification Certificate’（英語版）の代わりに、CHSI 日本が発行する「高等教育学歴認証報告書（英語版）」による提出も可とします。CHSI 日本（株式会社メリットファイブ内）から本研究科受付（biz-ad@rikkyo.ac.jp）へメールで直送されるように申請してください。 URL:http://www.chsi.jp TEL:03-6909-2235

		CHSI 日本の「高等教育学歴認証報告書（英語版）」の発行には 5 週間程度かかることもあります。早めに申請してください。 CSSD が発行する英文の ‘Online Verification Report of Higher Education Qualification Certificate’ または CHSI 日本が発行する「高等教育学歴認証報告書（英語版）」は、成績・単位証明書に生年月日・卒業年月が記載されている場合であっても必ず提出してください。
4	履歴書	所定の様式に記入してください。 所定様式は、問い合わせ後にメール添付でお送りします。 ＊提出前 3 か月以内に撮影した写真（縦 4 cm、横 3 cm。半身脱帽、正面向き、背景のない、顔の鮮明なもの。白黒・カラーいずれでも可。）を所定の欄に貼付してください。 ピンぼけなど不鮮明な写真、スナップ写真の切り抜きは不可です。また、髪の毛が顔をおおうなど、顔が判別しにくい写真も不可です。

提出方法

提出期間	2025 年 12 月 2 日（火）～ 4 日（木）
------	----------------------------

提出方法については、2025 年 11 月 21 日（金）までに独立研究科事務室ビジネスデザイン研究科担当（E-mail: biz-ad@rikkyo.ac.jp）へ「第 10 項」該当である旨連絡の上、問い合わせてください。詳細につきお知らせいたします。

【審査結果の回答とその後の手続】

- （１）審査結果は回答書にて出願受付期間開始までにお知らせします。
- （２）出願資格があると判定された場合は、所定の出願期間内に、所定の出願手続（８～15 ページ参照）を行ってください。その際、出願資格審査にて提出済の書類は、その後変更がない限り再提出する必要はありません。
- （３）日本国外に居住し、日本における在留資格を有しない外国籍の者は、出願資格審査回答書を用いて速やかに査証取得を行ってください。